



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年8月21日金曜日 第2093号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	766
公有水面埋立免許の出願.....	766
都市計画の変更（4件）.....	767
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	768

道路の位置の指定.....	768
公 告	
平成20年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況の公表.....	768

告 示

○愛媛県告示第1074号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年8月21日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
藤原ショッピングセンター	松山市藤原二丁目8番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	ダイキ株式会社ほか1者	株式会社ビッグ・エスほか1者	平成21年6月18日	平成21年8月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1075号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び上島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成21年8月21日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番地1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町岩城5563番2から同町岩城5568番3までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.48メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町岩城5572番1地先の護岸天端に設置された金属錐）は、北緯34度16分06秒、東経133度09分32秒の地点

- 1 点は、基点から真北 212 度46分41秒 84 .82 メートルの地点
- 2 点は、1 点から真北 202 度03分47秒2 .16メートルの地点
- 3 点は、2 点から真北 209 度19分13秒3 .00メートルの地点
- 4 点は、3 点から真北 207 度21分32秒2 .99メートルの地点
- 5 点は、4 点から真北 205 度45分49秒2 .99メートルの地点
- 6 点は、5 点から真北 203 度28分54秒2 .99メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北 200 度46分59秒2 .99メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北 198 度58分32秒2 .84メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北 195 度59分48秒2 .84メートルの地点
- 10点は、9 点から真北 104 度41分57秒1 .30メートルの地点
- 11点は、10点から真北 194 度39分11秒3 .40メートルの地点
- 12点は、11点から真北 284 度37分38秒1 .22メートルの地点
- 13点は、12点から真北 190 度37分34秒3 .18メートルの地点
- 14点は、13点から真北 189 度38分45秒3 .78メートルの地点
- 15点は、14点から真北 186 度24分38秒3 .20メートルの地点
- 16点は、15点から真北 183 度16分44秒3 .20メートルの地点

ウ 面積

69 .78平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城5563番 2 から同町岩城5569番 2 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から I 点までを順次直線で結んだ線及び I 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町岩城5572番 1 地先の護岸天端に設置された金属鉄）は、北緯34度16分06秒、東経 133 度09分32秒の地点

A 点は、基点から真北 209 度11分47秒 65 .36 メートルの地点

B 点は、A 点から真北 213 度36分51秒 19 .62 メートルの地点

C 点は、B 点から真北 192 度10分56秒8 .88メートルの地点

D 点は、C 点から真北 181 度45分51秒 39 .16 メートルの地点

E 点は、D 点から真北 274 度06分24秒 13 .49 メートルの地点

F 点は、E 点から真北 356 度55分51秒 27 .50 メートルの地点

G 点は、F 点から真北11度39分49秒2 .55メートルの地点

H 点は、G 点から真北26度34分21秒3 .58メートルの地点

I 点は、H 点から真北32度51分07秒 39 .75 メートルの地点

ウ 面積

763 .24平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約30平方メートル

護岸用地 約40平方メートル

4 出願年月日

平成21年 7月27日

○愛媛県告示第1076号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
宇和都市計画道路 7・5・5 栄町通り線
- 2 都市計画を定める土地の区域
西予市宇和町卯之町二丁目、三丁目

○愛媛県告示第1077号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
宇和都市計画道路 7・7・6 馬場通り線
- 2 都市計画を定める土地の区域
西予市宇和町卯之町一丁目、二丁目

○愛媛県告示第1078号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路 II・1・1 駅前通り線	宇和都市計画道路 3・5・3 駅前通り線

- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 西予市宇和町卯之町二丁目、三丁目

○愛媛県告示第1079号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
宇和都市計画道路 I・小・2 郷別所線	宇和都市計画道路 3・6・4 馬場別所線

- 2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 西予市宇和町卯之町一丁目、二丁目、神領
- (2) 削除する部分 西予市宇和町卯之町一丁目、二丁目

○愛媛県告示第1080号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 99号	松山市南江戸二丁目11番地26号	松岡 良幸	松山市南江戸二丁目11番地26号	平成21年 7月22日

○愛媛県告示第1081号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 8月21日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

- 1 指定年月日及び番号
平成21年 8月11日 21中建築（道）第3号
- 2 道路の位置
伊予郡砥部町高尾田 706 番 9、706 番10、706 番12、707 番 4
幅員 4.00メートル
延長 51.83メートル
- 3 申請人の住所及び氏名
伊予郡砥部町川井1053番地
有限会社伊予ハウジング 代表取締役 森川 繁昌
- 4 図面省略

公 告

○公 告

平成20年度財団法人道府県会館建物共済事業及び機械損害
共済事業の経営状況の公表について

財団法人道府県会館理事長麻生渡から通知のあった平成20年度財団法人道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 建物共済事業

(1) 分担金その他収入	2,082,867,655円
(2) 災害共済金その他支出	972,726,771円
(3) 正味財産	23,146,039,502円
- 2 機械損害共済事業

(1) 分担金その他収入	986,907,332円
(2) 災害共済金その他支出	329,570,845円
(3) 正味財産	7,002,256,487円